



平成 26 年 5 月 15 日

各位

会社名 住石ホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 長崎駒樹  
(コード番号 1514 東証第一部)  
問合せ先 執行役員法務部長 福山弘記  
(TEL 03-5733-9902)

### 株式報酬型ストックオプションの導入に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 15 日開催の取締役会において、当社の取締役及び監査役に対して株式報酬型ストックオプションを導入することについて、平成 26 年 6 月 27 日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 株式報酬型ストックオプション導入の理由

当社及び子会社の取締役、執行役員並びに当社監査役の報酬と企業価値を反映した株価の連動性を高めることによって、当社の連結及び個別業績への貢献意欲をより高め、会社の業績に対する経営責任を明確化するとともに、株主との価値共有を進め企業価値の増大を図ることを目的として、株式報酬型ストックオプション（行使価額を 1 株当たり 1 円とする新株予約権）を導入することと致しました。

当社の取締役及び監査役に対して割り当てる本株式報酬型ストックオプションについては、平成 26 年 6 月 27 日開催予定の定時株主総会に付議いたします。なお、この導入は、第 1 期定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬年額 180 百万円以内、監査役の報酬年額 48 百万円以内という報酬枠の中で行います。

#### 2. ストックオプションとして発行する新株予約権の内容

##### (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は 100 株とする。ただし、本議案の決議の日（以下「決議日」という。）以降、当社が合併、会社分割、株式無償割当て、株式の分割または株式の併合等を行うことにより、付与株式数を変更することが適切な場合は、当社は必要と認められる調整を行うものとする。

##### (2) 新株予約権の総数

当社取締役に対して割り当てる新株予約権の総数 2,000 個、監査役に対して割り当

てる新株予約権の総数 600 個を、各事業年度にかかる定時株主総会の日から 1 年以内の日に割り当てる新株予約権の数の上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個当たりの払込金額は、新株予約権の割当に際してブラック・ショールズモデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価額を基準として取締役会において定める額とする。なお、新株予約権の割当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権と相殺するものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額を 1 円として、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から 30 年以内で、当社取締役会が定める期間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の主な行使の条件

新株予約権者は、当社又は子会社の取締役、執行役員及び監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日から 10 日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。

(8) その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項等を決定する取締役会において定めるものとする。

(ご参考)

当社は、平成 26 年 6 月 27 日に予定されております定時株主総会終結の時以降、当社の執行役員並びに子会社の取締役及び執行役員に対しても上記の株式報酬型ストックオプションと同内容のストックオプションを、当社取締役会の決議により発行する予定です。

以上